

令和2年度埼玉県防犯のまちづくり推進会議 重点取組事項について

1 高齢者を狙った特殊詐欺被害防止対策の推進

令和元年の特殊詐欺の認知件数は1,459件で、前年に比べて111件減少し、被害額は24億5,776万円と、前年と比べて3億1,092万円減少しています。

しかし、依然として高齢者を狙った事案が後を絶たず、特殊詐欺の被害者の約9割を60歳以上の方が占めています。

また、手口については、親族を装い現金をだまし取る「オレオレ詐欺」のほか、警察官や金融機関職員、百貨店職員などを装い、キャッシュカードを騙し取り、不正に現金を引き出す「預貯金詐欺」など多岐にわたります。キャッシュカードをすり替えて盗む「キャッシュカード詐欺盗」など新たな手口にも迅速に対応しなければなりません。

そこで、高齢者を狙った特殊詐欺被害を未然に防止するため、県民、地域団体、事業者、学校、県、警察、市町村が連携し、各取組を実施していきます。

区分	取組内容
県民	<ul style="list-style-type: none">◎ 在宅時での留守番電話設定や自動警告付通話録音装置の活用など「犯人からの電話を取らない」対策をはじめとした、特殊詐欺の被害に遭わないような適切な行動を取るよう努める。◎ 特殊詐欺の被害に遭いかけているおそれがある者を発見、または、詐欺の疑いがある不審な電話や郵便物等を受けた場合は警察に通報する。◎ 家族及び地域住民との間で、互いに特殊詐欺の被害の防止に関する注意を喚起する。
地域団体 事業者	<ul style="list-style-type: none">◎ 特殊詐欺被害防止に対する関心と理解を深め、県及び市町村が実施する特殊詐欺被害防止に関する施策に協力する。◎ 構成員・従業員の家族が特殊詐欺被害に遭わないよう、構成員・従業員及びその家族の防犯意識を高める。
学校	<ul style="list-style-type: none">◎ 特殊詐欺被害の周知を図り、子供、教職員及び保護者などの防犯意識を高める。◎ 特殊詐欺などの犯罪者に加担しないよう指導を徹底する。
県 警察 市町村	<ul style="list-style-type: none">◎ 県民や事業者と連携し、高齢者はもちろんのこと「子や孫世代」も含めた全世代の特殊詐欺防止対策への関心と理解を深め、県民総ぐるみでの被害防止対策を推進するための広報啓発や教育活動、その他の必要な措置を講ずる。◎ 県民・地域団体・事業者による特殊詐欺被害防止に関する自主的な活動及び県民等が適切な行動をとることを支援するための必要な措置を講ずる。

2 自転車盗防止対策の推進

令和元年の自転車盗の認知件数は15,143件と前年に比べ1,883件減少しました。

しかし、自転車盗は最も多く発生している犯罪で全刑法犯認知件数の約3割を占めています。

犯罪のない安全に安心して暮らせる埼玉の実現のためにも、県民の身近で多発している自転車盗の対策を重点的に講じて、減少傾向を継続させていく必要があります。

自転車盗の主な特徴としては、盗まれた自転車の約6割が無施錠であることから、被害を防止するためには、駐輪時の施錠の徹底が最も有効な対策です。

そこで、自転車盗被害を防止するため、県民、地域団体、事業者、学校、県、警察、市町村が連携し、各取組を実施していきます。

区 分	取 組 内 容
県 民	<ul style="list-style-type: none">◎ 自宅の敷地内やわずかな時間での駐輪でも必ず施錠をすることにより、盗難被害を防ぐ。◎ ディンプルキーとワイヤー錠でのツーロックに努める。◎ 路上放置や違法駐輪をせず、管理の行き届いた駐輪場に止める。
地域団体 事業者	<ul style="list-style-type: none">◎ 団体・事業活動を通して、自転車盗被害に遭わないように県民に注意喚起を行う。◎ 構成員・従業員に駐輪の際は必ず施錠するよう周知を徹底し、構成員・従業員及びその家族が自転車盗被害に遭わないようにする。
学 校	<ul style="list-style-type: none">◎ 自転車盗被害の周知を図り、駐輪の際には必ず施錠するよう指導を徹底する。◎ 自転車盗は単純な動機から安易に行われやすいため、子供が加害者にならないよう、又は犯罪に加担しないよう指導を徹底する。
県 警 察 市 町 村	<ul style="list-style-type: none">◎ 出前講座、現地指導及びわがまち防犯隊レベルアップセミナーなどで駐輪場などのパトロールの強化を呼びかけ、自転車盗被害を防止する。◎ 施錠の徹底及びツーロック普及を促進するため、啓発活動を推進する。◎ キャンペーンを行うなど重点的な取組を実施することにより、幅広い世代に対して自転車盗被害の情報提供を行う。◎ 路上放置や違法駐輪を防ぐため、駐輪場の設置に努める。

3 地域における犯罪抑止力の向上

重大な犯罪の前兆事案と捉えられる子供への声かけ事案の認知件数は、令和元年中3,312件で、前年と比較し32件増加し、ここ数年、三千件を超えて推移しています。強制わいせつなどの性犯罪の発生は増減を繰り返しながら、高止まりの状況にあります。また、令和元年中は、平成16年から減少傾向にあったひったくりが増加するなど、県民の不安感に繋がる犯罪は未だ後を絶ちません。

安全で安心な社会の実現のためには、県民、地域団体、事業者、学校、県、警察、市町村が一体となって犯罪を起こさにくい地域環境づくりに取り組むことが必要です。

毎月20日を「地域防犯パトロール強化の日」（別紙参照）とし、自主防犯活動団体（わがまち防犯隊）の活動の充実強化や事業者による見守り活動・新たな自主防犯の担い手の発掘など、防犯の取組を強化し、地域防犯活動の更なる充実を図ります。

区 分	取 組 内 容
県 民	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 地域の犯罪情勢に応じて効果的な防犯パトロールの実施に努める。 ◎ 不審者は声をかけられる事を嫌うため、パトロールの際は挨拶を積極的に行う。 ◎ 自治会などが中心となり自主防犯活動団体（わがまち防犯隊）の結成を進めるとともに、活動の維持活性化を図る。 ◎ 子供の登下校時間帯には、日常の生活を通して無理なく、子供の見守り活動を行うように努める。 ◎ 住宅の施錠を確実にするなど侵入盗対策を強化する。
地域団体 事業者	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 日常の団体・事業活動を通じた地域の見守り活動、子供・女性への注意喚起、犯罪や不審者を発見したときの警察への通報、子供などが避難することができるセーフティステーション（こども110番の家）の設置などに努める。 ◎ 窓に防犯フィルムを貼ったり、防犯カメラ、ドライブレコーダーを取り付けるなど、事務所・事業所における防犯対策や構成員・従業員に対する防犯教育を実施する。
学 校	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 児童の登下校の見守り活動を充実する。 ◎ 防犯教室や地域安全マップの作成・見直しなどを通して、子供、教職員及び保護者などの防犯意識を高める。 ◎ 不審者の対応訓練・講習や敷地内の安全点検を行う。
県 警 察 市 町 村	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 県民や事業者に対して、犯罪情報の提供やホームページなどの広報媒体を通じ、活動団体の取組状況を紹介する。 ◎ 地域の犯罪情勢に応じて被害防止活動を行い、関係機関が連携し重点的な取組を実施する。 ◎ わがまち防犯隊レベルアップセミナーを開催し、自主防犯活動団体の活動を支援する。 ◎ 防犯サポーターや青色防犯パトロールの拡大を図るなどし、「地域の見守りの目」をさらに拡充させる。

「地域防犯パトロール強化の日」とは

犯罪を起こさせにくい地域環境づくりを一層推進するためには、地域防犯活動を充実強化することが重要であることから、「地域防犯パトロール強化の日」を設けることとした。

「地域防犯パトロール強化の日」は毎月 20 日とし、この日を中心に各地域において、青色回転灯を装着した車両による防犯パトロール活動をはじめ、住民共助による自主防犯活動や事業者等による見守り活動の積極的な展開を図る。

なお、毎月 20 日は、埼玉県警察本部が定める「地域安全の日」*であり、この日を「地域防犯パトロール強化の日」とすることにより、警察との連携強化を図ることとした。

*参考

「地域安全の日」

埼玉県警察本部が「「地域安全の日」実施要領の制定について（例規通達）」により定めたものであり（平成 10 年 1 月 1 日施行）、各警察署において、地域住民との協働による街頭活動、ボランティアに対する支援活動等を重点的に推進することとされている。